

有価証券上場規程（案）及び同規程施行規則で規定する主な内容

有価証券上場規程（案）	備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）
<p>第1章 総則 第2章 新規上場 第3章 上場後の義務 第1節 上場適格性要件の維持義務 第2節 会社情報の開示義務 第3節 その他の義務 第4章 市場秩序の維持 第1節 実効性確保手段 第2節 上場廃止等 第5章 定義</p>	
<p>第1章 総則</p>	
<p>（目的） 第1条 この規程は、業務規程第3条第4項の規定に基づき、当取引所に上場する株券等の上場、上場廃止その他の必要な事項を定める。 2 当取引所は、プリンシプルベースの考え方に基づき、当取引所金融商品市場を運営する。すなわち、当取引所は、この規程の運用に当たっては、それぞれの条項の趣旨に沿って、当取引所金融商品市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、適切な判断を行うものとする。</p>	
<p>（J-Nomad との契約） 第2条 上場会社及び新規上場申請者は、指定アドバイザー（以下「J-Nomad」という。）との間で、指定アドバイザー規程第11条に規定する契約を締結し、担当 J-Nomadを確保しなければならない。 2 上場会社及び新規上場申請者は、上場後の業務及び新規上場に関する業務について担当 J-Nomadから指示又は助言を受けた場合は、それに沿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社、投資者の双方のニーズに柔軟に応じられるよう、新規上場申請者の新規上場時における上場適格性の調査、確認や、上場会社の上場後における適時開示等の助言を行う指定アドバイザー制度（J-Nomad 制度）を導入します。 ・ J-Nomad 制度については、別紙1をご参照下さい。

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>って行動しなければならない。</p> <p>3 上場会社及び新規上場申請者は、上場後の業務及び新規上場に関する業務について担当 J-Nomadが調査、確認を行うに際し、必要な協力を行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社及び新規上場申請者が当取引所に対して行う報告又は必要な書類の提出等は、担当 J-Nomad を通じて行うものとします。
<p>（規則解釈に関する助言）</p> <p>第3条 上場会社は、この規程の解釈について判断する場合は、あらかじめ担当 J-Nomadから助言を受けなければならない。</p>	
<p>（資料等に使用する言語）</p> <p>第4条 上場会社及び新規上場申請者が、当取引所に提出する資料及びT D n e tを通じて開示する資料を作成する場合は、英語又は日本語のいずれかの言語を選択し、以降、当該言語を原則として継続して使用しなければならない。</p>	
<p>（本国等の法制度等の勘案）</p> <p>第5条 上場株券等の発行者が外国法人である場合の当該外国法人に対する当取引所の規則の適用にあたっては、当該外国法人の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとする。</p>	
<p>第2章 新規上場</p>	
<p>（申請による上場）</p> <p>第6条 株券等の新規上場は、新規上場申請者からの申請により行うものとする。</p> <p>2 当取引所は、第8条から第12条までの規定により上場適格性が確認された場合には、前項の申請に係る株券等の上場を認めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が行う新設合併、株式移転、新設分割等によって設立される会社の株券等については、その設立前においても申請することができます（いわゆる「テクニカル上場」）。 ・ 追加上場や変更上場についても、当取引所への申請に基づき上場承認することになります。

有価証券上場規程（案）	備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）
<p>（上場契約）</p> <p>第7条 新規上場申請に係る株券等を当取引所が上場する場合は、当該株券等の発行者は、施行規則で定める「上場契約書」を提出するものとする。</p> <p>2 当取引所は、前項の株券等の上場日に、その銘柄を上場有価証券原簿に記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場契約は、上場会社が上場後であっても当取引所の市場の運営や制度に協力し、当取引所が定める諸規則に従うことを約束する内容となります。
<p>（上場申請）</p> <p>第8条 新規上場申請者は、上場承認を希望する日の少なくとも10営業日前までに、施行規則で定める事項を記載した「有価証券新規上場申請書」を提出するものとする。</p> <p>2 「有価証券新規上場申請書」に変更又は訂正がある場合その他当取引所が必要と認める場合は、当取引所は前項に規定する上場承認を希望する日の後に上場承認を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「有価証券新規上場申請書」には、以下の新規上場申請者及びその申請銘柄の基本的事項の記載が求められます。 ・ 商号又は名称 ・ 上場しようとする株券等の種類 ・ 発行数 ・ 単元株式数 ・ 株式の譲渡制限が金融商品取引法第2条第3項第2号ロ（2）に規定する以外の制約を有していない（有しないことになる見込みである）こと ・ 株式事務代行機関を設置していること ・ 指定振替機関における取扱いについて同意している（同意する見込みがある）こと 等
<p>（上場申請時の提出書類）</p> <p>第9条 新規上場申請者は上場申請時に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>														
<p>(1) 特定証券情報等 (2) 新規上場申請者の事業計画の概要</p> <p>(3) 施行規則で定める「新規上場申請に係る宣誓書」</p> <p>(4) 施行規則で定める「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」</p> <p>(5) 新規上場申請者の定款 (6) その他当取引所が必要と認める書類</p> <p>2 前項第1号に掲げる特定証券情報等とは、特定証券情報を記載した書面、発行者情報を記載した書面に相当する報告書、有価証券届出書又は有価証券報告書をいい、新規上場申請者は、施行規則で定めるところによりそのいずれかを提出するものとする。</p> <p>3 前項の特定証券情報を記載した書面及び発行者情報を記載した書面に相当する報告書は、施行規則で定めるところにより作成しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規上場申請者の事業計画の概要には、今後の業界環境や申請会社が主に取り扱う製商品、提供するサービスのトレンドを踏まえた事業運営方針・事業展開や設備投資計画等、投資者が投資判断上必要とする内容が含まれていることが求められます（ただし、業績予想等の数値の記載を求めるものではありません）。 ・ 「新規上場申請に係る宣誓書」は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」とする。）で求めている内容を想定しています。 ・ 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」は、東証の様式を参考にする予定です。 ・ 新規上場申請者は、以下の区分に従い、特定証券情報等を提出するものとします。 <table border="1" data-bbox="1131 821 2049 1149" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">有価証券報告書の提出義務 1</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">有</th> <th style="text-align: center;">無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ファイナンス2</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">有価証券届出書 3</td> <td style="text-align: center;">特定証券情報を記載した書面</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">有価証券報告書 半期報告書を含む</td> <td style="text-align: center;">発行者情報を記載した書面に相当する報告書</td> </tr> </tbody> </table> <p>1：新規上場申請者が上場申請時点において有価証券報告書の提出義務を有する者であるかどうか。 2：新規上場申請者が上場申請時にファイナンス（いわゆる売出しを含む。）を実施するかどうか。 3：上場しようとする株券等と異なる有価証券の発行により有価証券報告書の提出会社となっている場合は特定証券情報を記載した書面を提出す</p>				有価証券報告書の提出義務 1		有	無	ファイナンス2	有	有価証券届出書 3	特定証券情報を記載した書面	無	有価証券報告書 半期報告書を含む	発行者情報を記載した書面に相当する報告書
		有価証券報告書の提出義務 1													
		有	無												
ファイナンス2	有	有価証券届出書 3	特定証券情報を記載した書面												
	無	有価証券報告書 半期報告書を含む	発行者情報を記載した書面に相当する報告書												

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>4 第1項第1号に掲げる特定証券情報等に記載される財務諸表等には、施行規則で定める事項が記載された監査法人による監査報告書等を添付するものとする。</p> <p>5 第1項第1号に掲げる特定証券情報等のうち、特定証券情報を記載した書面又は発行者情報を記載した書面に相当する報告書に記載される財務諸表等は、日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その他施行規則で定める会計基準のうちいずれかに基づいて作成しなければならない。</p>	<p>ることになります。</p> <p>例えば、新規上場申請時において有価証券報告書の提出義務のない上場申請者である場合で、かつ上場申請時にファイナンスを実施する場合に特定証券情報を記載した書面を提出することになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定証券情報を記載した書面及び発行者情報を記載した書面に相当する報告書の記載様式は当取引所で定めませんが、有価証券届出書及び有価証券報告書に準じたものを想定しています。 ・ 監査報告書等には「無限定適正意見」またはこれに準ずる監査法人の意見が添付されていることが求められます。 ・ 施行規則で定めるその他の会計基準とは、日本会計基準、米国会計基準及び国際会計基準の3基準と同等であることを、担当 J-Nomad と監査法人が、合意の上で適切に判断した基準（この場合は、上記3基準のいずれかとの差異を開示（いわゆる調整開示）するものとしします。）。
<p>（上場申請時の公表）</p> <p>第10条 当取引所及び新規上場申請者は、第8条第1項に定める「有価証券新規上場申請書」及び前条第1項に定める提出書類を、施行規則で定める方法により上場申請日に公表するものとする。</p> <p>2 前条第1項第1号に掲げる特定証券情報等のうち、特定証券情報を記載した書面又は発行者情報を記載した書面に相当する報告書に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定める方法により公</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公表する書類の内容については、作成者である新規上場申請者が全ての責任を負うものとしします。 ・ 第10条第1項の公表の方法は、特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第78号）（以下「特定証券情報等内閣府令」という。）第3条第1号において当取引所が定める旨規定されていますが、その方法は、当取引所のウェブサイトへの掲載、新規上場申請者のウェブサイトへの掲載及びT D n e t への掲載によるものとしします。 ・ 第10条第2項の変更又は訂正の内容の公表の方法は、特定証券情報等内閣府令第5条第2項第1号において当取引所が定める旨規定されていますが、前項の方法と同様としします。

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>表しなければならない。</p>	
<p>（その他の提出書類等） 第11条 当取引所は、新規上場申請者に対し、第8条及び第9条に定める書類のほか、当取引所が必要と認める報告又は資料の提出を求めることができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の提出書類等としては、例えば外国会社の株券見本があります（外国株券等は株券電子化の対象外であるため、外国会社においては株券の見本の提出が必要となります。 ）。
<p>（上場適格性要件） 第12条 新規上場申請者は、次の各号に掲げる上場適格性要件を満たしていなければならない。 （1）適切な取締役及び取締役会を有し、投資者及び市場に対し公正誠実に行動し、かつ当取引所金融商品市場の評価を害さず、よって当取引所に上場するに相応しい会社であること （2）事業を安定的かつ公正、忠実に遂行しており、これが継続すると見込まれること （3）適切かつ効果的なコーポレート・ガバナンス、財務報告、監査報告及び内部管理の体制（この規程を遵守することを含む）が整備され、機能していること （4）この規程に基づく継続的な開示義務を履行できる体制を整備していること （5）反社会的勢力との関係を有しないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当 J-Nomad は、上場適格性に係る各項目の内容を充足しているかどうか調査、確認を行い、「上場適格性に係る宣誓書」を当取引所に提出するものとします。 ・ その際の調査、確認項目等については、東証が定める企業行動規範等も踏まえて、策定することになります。
<p>（上場承認の公表） 第13条 当取引所は、新規上場申請について承認した場合は、その旨を公表するものとする。</p>	
<p>（上場前の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等） 第14条 新規上場申請者（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国の株券等の発行者及びこれに準ずる者並びに外国会社を除く。）の発行する内国の株券等の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる募集、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式等の譲受け・譲渡に関する記載及び、上場前の第三者割当に関する規制は、東証の上場内国株券等と同趣旨の内容を具体的対応として想定しています。

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>勧誘等、株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当等に関する必要な事項については、施行規則で定める。</p>	
<p>（新規上場会社に関する制限） 第15条 新規上場申請者は、当該会社の事業運営が、上場後も責任ある体制で行われることを確保するため、当該会社の役員（当該会社の事業運営に関して事実上役員と同等の関係を有している者を含む。）が、上場後最低1年間、当該会社の株券等の処分をしないような適切な措置を構じなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 上場後の義務</p> <p style="text-align: center;">第1節 上場適格性要件の維持義務</p>	
<p>（上場適格性要件の維持義務） 第16条 上場会社は、第12条に定める上場適格性要件を、上場後も継続的に満たさなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">第2節 会社情報の開示義務</p>	
<p>（ディスクロージャーの原則） 第17条 上場会社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。 2 上場会社は、会社情報の開示を行う場合は、TDnetを利用して行うものとする。TDnetの稼働に支障が生じた場合その他当取引所が必要と認める場合は、当取引所はその他の方法を指定できるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TDnetへの掲載事務は、原則としてJ-Nomadが行います。

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>（重要な会社情報の開示） 第18条 上場会社は、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼし得る次の各号に掲げる事項について、直ちにその内容を開示しなければならない。 （1）上場会社の財務に関する事項 （2）上場会社の事業に関する事項 （3）上場会社の業績に関する事項 （4）その他必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示すべきかの判断は、J-Nomadの助言をもとに上場会社が行います。 ・ その他必要な事項の例としては、上場外国会社において、株主に重大な影響を与える本国の法令等の改正があった場合、外国株預託証券等の発行者において、預託証券の変更又は解約、所有者の権利に重大な影響を与える決定があった場合などが考えられます。
<p>（重要な取引の開示） 第19条 上場会社は、施行規則で定める各基準のいずれかで10%を超える取引（当該上場会社の子会社が実施する取引は含み、当該上場会社又はその子会社の固定資産の変動を伴わない通常の事業に係る取引や資金調達は含まない。）については、施行規則で定めるところにより、直ちに開示しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示の基準は、以下のロンドン AIM のルール（AIM RULES FOR COMPANIES の Schedule Three）及び現行の東証の適時開示ルールを踏まえて、策定する予定です。 <p>《判定基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> a．総資産判定 取引対象の総資産×100 / 上場会社の総資産 b．利益判定 当該取引による利益の増加又は減少見込み額×100 / 上場会社の利益 c．売上高判定 当該取引による売上高の増加又は減少見込み額×100 / 上場会社の売上高 d．取引金額判定 取引金額×100 / 上場会社の時価総額 e．総資本判定
<p>（関連当事者との取引の開示） 第20条 上場会社は、施行規則で定める各基準のいずれかで5%を超える関連当事者との取引については、施行規則で定めるところにより、直ちに開示しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得する会社又は事業の総資本×100 / 上場会社の総資本 <p>適時開示の内容は、以下のロンドン AIM のルール（AIM RULES FOR COMPANIES の Schedule Four）及び現行の東証の適時開示ルールを踏まえて、策定する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）取引の詳細（取引に関連する会社及び事業の名称を含む。） （2）取引の対象資産を利用し、実施される事業の詳細 （3）対象資産から得られる利益 （4）対象資産の価値
<p>（非上場会社との合併等の開示） 第21条 上場会社は、施行規則で定める各基準のいずれかで100%を超える合併等（株式交換、株式移転及び第三者割当を含む。以下この条において同じ。）、または当該上場会社の事業、取締役会の構成もしくは株主の構成が根本的に変化することになる合併等については、施行規則で定めるところにより、直ちに開示しなければならない。 2 前項に規定する合併等を行った上場会社が上場を継続しようとする場合には、新規上場申請者と同様の申請をしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得する会社又は事業の総資本×100 / 上場会社の総資本 <p>適時開示の内容は、以下のロンドン AIM のルール（AIM RULES FOR COMPANIES の Schedule Four）及び現行の東証の適時開示ルールを踏まえて、策定する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）取引の詳細（取引に関連する会社及び事業の名称を含む。） （2）取引の対象資産を利用し、実施される事業の詳細 （3）対象資産から得られる利益 （4）対象資産の価値
<p>（重要な事業売却）</p>	

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>第22条 上場会社は、施行規則で定める各基準のいずれかで75%を超える事業譲渡（過去12ヶ月間に行われた事業譲渡を含む。）については、施行規則で定めるところにより、直ちに開示しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (5) 対価及び支払方法 (6) 会社への影響 (7) 対象となっている取締役の担当内容の詳細 (8) 対象資産の売却を行う場合、受取金額の用途
<p>（取引のみなし合計） 第23条 次の各号に掲げる場合については、最終の取引等から12ヶ月以内に実施した取引等を合計して、第19条から前条までを適用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該上場会社が同一の相手又はその家族との取引を行う場合 (2) 当該取引が同一の事業に係る株式又は持分の取得又は売却である場合 (3) 当該取引等により、当該上場会社が、それまでの主たる事業でなかった事業に、主たる事業として参入することとなる場合 	<ul style="list-style-type: none"> (9) 対象資産の売却を行う際、受取総額の一部が株式又は他の証券で行われる場合、その株式等が売却又は保有されるのかの説明 (10) 当該取引による会社への影響を、投資者が判断するために必要なその他の情報
<p>（その他取引所が開示を求める事項等） 第24条 上場会社は、会社情報の変更、その他施行規則で定める事項を直ちに開示しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第24条の施行規則に定める事項は、以下を想定しています。 (1) 取締役の株式保有状況、又は当該上場会社との取引状況 (2) 主要株主の異動 (3) 取締役の異動 (4) 決算期変更 (5) 本店所在地の異動 (6) 商号の変更 (7) 配当基準日 (8) 配当支払日 (9) 業績予想、事業計画の修正（それぞれ公表している場合で、かつ予想値を大幅に変更する場合に限る） (10) 上場申請又は上場廃止の決定 (11) 当取引所以外の金融商品取引所（外国金融商品取引所を含む）の上場又は上場廃止の決定 (12) 担当 J-Nomad 又は確保している流動性プロバイダーの辞任 (13) 上場申請時に提出した書類に記載した内容の重要な変更

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> （14）上場会社のウェブサイトアドレスの変更 （15）既存株主の権利を大きく希薄化させる事項の決定 （16）その他投資者の投資判断に重大な影響を与える事項の決定又は発生 ・ 上場会社の業績予想について、当取引所は開示の要請は行わないものとします。
<p>（決算情報の開示）</p> <p>第25条 上場会社は、年次決算又は中間決算の内容が定まった場合は、事業年度及び中間会計期間の終了後60日以内にその内容を開示しなければならない。</p> <p>2 上場会社は、前項の開示をすることができない場合は、当取引所に通知しその事実を開示しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算情報の開示内容としては、東証の本則市場の決算短信（中間決算短信）の内容を想定しています。
<p>（発行者情報の開示）</p> <p>第26条 上場会社（有価証券報告書の提出義務のある会社を除く。）は、事業年度及び中間会計期間の終了後3か月以内に、施行規則で定めるところにより発行者情報を記載した書面を作成し、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する発行者情報を記載した書面に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場会社は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p> <p>3 発行者情報を記載した書面に記載される財務諸表等には、監査法人による監査報告書等を添付するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行者情報を記載した書面の記載様式は、有価証券報告書及び第2四半期報告書に準じたものを想定しています。 ・ 開示言語、財務諸表の会計基準については、それぞれ第3条、第9条第5項の取り扱いに準じることとします。 ・ 第26条第1項の公表の方法は、特定証券情報等内閣府令第3条第1号において当取引所が定める旨規定されていますが、その方法は、T D n e tへの掲載及び上場会社のウェブサイトへの掲載によるものとします（財務局への提出は不要となります。）。 ・ 四半期決算の開示については任意とします。 ・ 第26条第2項の変更又は訂正の内容の公表の方法は、特定証券情報等内閣府令第5条第2項第1号により定められていますが、前項の方法と同様とします。
<p>（会社情報に係る照会事項の報告及び開示）</p> <p>第27条 上場会社は、会社情報に関し当取引所が照会（売買管理上必要と</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所が、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>認めて行う照会を含む。)を行った場合は、直ちに照会事項について担当 J-Nomadを通じて当取引所に報告するものとする。この場合において、当取引所が必要と認めるときは、上場会社は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>	<p>るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について行う照会も、本条に基づく照会に含まれます。</p>
<p>（会社のウェブサイト） 第28条 上場会社は、施行規則で定める事項を自社のウェブサイトに掲載し、無料で投資者の閲覧に供するものとする。この場合において、掲載する情報は常に最新の情報でなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第28条の施行規則に定める事項とは、以下を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> （1）事業の概要 （2）役員の経歴 （3）定款 （4）決算情報 （5）過去12か月以内にT D n e tを通じて開示した資料 （6）過去12か月以内に法定公告として掲載した事項 （7）過去12か月以内に株主向けに発送した書類 （8）担当 J-Nomad （9）流動性プロバイダー （10）その他 ・ 上場会社は前掲の情報の内容に、変更又は訂正が生じた場合は直ちに対応しなければならない。
<p>第3節 その他の義務</p>	
<p>（上場会社の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等の実施における特定証券情報の公表） 第29条 上場株券等に関し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が実施される場合等は、上場会社は特定証券情報を記載した書面を作成し、施行規則で定める方法により、あらかじめ公表しなければならない。 2 前項に規定する特定証券情報を記載した書面に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場会社は、直ちに当該変</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第29条第1項の公表の方法は、特定証券情報等内閣府令第3条第1号により定められていますが、第26条第1項の方法と同様とします。 ・ 第29条第2項の変更又は訂正の内容の公表の方法は、特定証券情報等内閣府令第5条第2項第1号により定められていますが、前項の方法と

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>更又は訂正の内容を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p>	<p>同様とします。</p>
<p>（株式の譲渡制限） 第30条 上場会社は、法第2条第3項第2号ロ（2）の規定に基づく場合を除き、上場株券等の譲渡制限について制限を行ってはならない。</p>	
<p>（流動性プロバイダーの確保） 第31条 上場会社は、当取引所の取引参加者から同意を得たうえで、当該取引参加者を流動性プロバイダーとして指定し、当取引所に届け出るとともに、公表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 流動性プロバイダーとなる取引参加者には、担当上場会社に係る銘柄の売呼値及び買呼値を行うよう努めること、円滑な取引成立の観点から、値段等の取引条件を勘案して当該取引参加者が適当と判断する範囲内で、既に行われている当該銘柄の呼値に対当する呼値を行うよう努めること、のいずれかを行うよう求めることとします。
<p>（アナリストレポートの発行） 第32条 上場会社は、自社に係るアナリストレポートが発行されるよう努力するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> アナリストレポートが発行されるような努力とは、自社のアナリスト説明会等の促進等のほか、リサーチ会社等にレポートの作成を促す努力が考えられます。
<p>（指定振替機関における取扱い） 第33条 上場株券等は、当取引所が指定する振替機関において振替決済が行われるものでなければならない。</p>	
<p>（株式事務代行機関の設置） 第34条 上場内国会社は、株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託するものとする。この場合の取扱いについては、施行規則で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 株式事務代行機関の設置については、東証に準じた取扱いを予定しています。
<p>（上場外国会社の適切な株式事務及び配当金の支払い事務の確保） 第35条 上場外国会社は、外国株券等実質株主に対する株式事務及び配当金等の支払事務が適切に行われることを確保するものとする。この場合の取扱いについては、施行規則で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切な株式事務及び配当金の支払い事務の確保については、東証に準じた取扱いを予定しています。

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>（上場に関する料金） 第36条 新規上場申請者及び上場会社は、新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券等の新規に関する料金は、マザーズ市場への上場に係る料金を念頭に、別途定めます。
<p>（連絡場所） 第37条 上場会社は、当取引所からの連絡事項を受領するための連絡先を当取引所に届け出るものとする。 2 上場会社は、前項の届出内容に変更が生じた場合は、直ちに変更内容を当取引所に届け出るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所から上場会社への連絡は、原則として担当 J-Nomad を通じて行うこととします。
<p>第4章 市場秩序の維持</p> <p>第1節 実効性確保手段</p>	
<p>（実効性確保手段） 第38条 当取引所は、この規程その他の規則への遵守を確保するために必要と認める場合、上場会社に必要な報告を求め、書類を提出させることができる。 2 当取引所は、上場会社がこの規程その他の規則に違反したと当取引所が認める場合、当該上場会社に対して施行規則で定めるところにより次の各号に掲げる措置を講じることができる。 （1）公表を伴わない警告措置 （2）公表を伴う警告措置 （3）違約金の賦課 （4）株券等の上場廃止措置 3 前項に規定する措置を行う場合は、当取引所は、あらかじめ上場会社に対して予定している措置の内容及び措置を行う理由を通知するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則においては、警告措置等を講ずる場合の手続きを規定するものとします。

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>4 第2項第4号の措置を行うこととなった場合、当取引所は、当該措置の対象上場株券等について整理銘柄に指定するとともに公表するものとする。</p>	
<p>（異議の申立て） 第39条 上場会社は、前条第2項の措置に不服があるときは、同条第3項の通知を受けた日から10営業日以内に、当取引所に対し書面をもって、理由を示して、異議の申立てを行うことができる。 2 当取引所は前項の異議申立てを受理した場合において、前条に基づく措置を変更し、又は取り消すことが適当であると認めるときは、直ちに前条に基づく措置を変更し、又は取り消すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立ては、担当 J-Nomad を通じて行うものとします。
<p>（売買停止及び停止解除） 第40条 当取引所が上場株券等の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該上場会社に連絡するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所から上場会社への連絡は、原則として担当 J-Nomad を通じて行うこととします。
<p>第2節 上場廃止等</p>	
<p>（申請によらない上場廃止） 第41条 当取引所は、担当 J-Nomad と指定アドバイザー規程第11条に定める契約関係を失った上場会社が発行する上場株券等を整理銘柄に指定するとともに公表するものとする。 2 当取引所は、前項に規定する整理銘柄に指定した上場株券等に係る上場会社が、整理銘柄指定後10営業日のうちに新たに J-Nomad と指定アドバイザー規程第11条に定める契約を締結できなかった場合、当該上場株券等を上場廃止するものとする。</p>	
<p>（申請による上場廃止） 第42条 上場会社は、上場廃止申請をしようとするときは、施行規則に定</p>	

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>めるところにより、当取引所に上場廃止申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 当取引所は、上場会社から上場廃止申請書を受領した場合、その旨及び上場廃止日について公表するとともに、上場廃止申請に係る上場株券等を整理銘柄に指定するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、当該申請を担当 J-Nomad を通じて行うものとする。
<p>（原簿のまっ消）</p> <p>第43条 当取引所が上場株券等の上場を廃止するときは、その銘柄の上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項をまっ消する。</p>	
<p style="text-align: center;">第5章 定義</p>	
<p>（定義）</p> <p>第44条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）株券等 金融商品取引法第2条第1項第9号に規定する株券及びこれと同様の性質を有すると認められる有価証券をいう。</p> <p>（2）監査報告書等 事業年度に係る財務諸表等については監査報告書を、中間会計期間に係る財務諸表等については中間監査報告書又は四半期レビュー報告書をいう。</p> <p>（3）上場外国会社 当取引所に上場している金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものの発行者をいう。</p> <p>（4）上場会社 上場株券等の発行者をいう。</p> <p>（5）上場株券等 当取引所に上場している株券等をいう。</p> <p>（6）上場内国会社 当取引所に上場している金融商品取引法第2条第1項第9号に規定する株券の発行者をいう。</p> <p>（7）新規上場申請者 株券等の新規上場を申請する当該株券等の発行者をいう。</p> <p>（8）担当 J-Nomad 上場会社又は新規上場申請者との間で指定アドバイ</p>	

<p style="text-align: center;">有価証券上場規程（案）</p>	<p style="text-align: center;">備考 （有価証券上場規程施行規則で規定する主な内容）</p>
<p>ザー規程第 1 1 条に定める契約を締結している J-Nomad をいう。 (9) 流動性プロバイダー 上場会社の発行する株券等の売買を円滑にするために、第 3 1 条に基づき当該上場会社から指定を受けた当取引所の取引参加者をいう。</p>	

以 上

有価証券上場規程及び指定アドバイザー規程に基づく J-Nomad による上場適格性に係る宣誓書

J-Nomad のフルネーム

新規上場申請者又は上場会社（該当する場合）のフルネーム（以下、「申請会社」という。）

本宣誓書が適用される有価証券の詳細（ex.発行株式数、株式の種類、1単元の株式数）

上場予定日（該当する場合）

弊社は、申請会社に対して、必要にして十分な注意を払い調査・確認を行い、指定アドバイザー規程及び有価証券上場規程に規定されている全ての関連事項を検討いたしました。その中で弊社は、申請会社が、この申請に関し、有価証券上場規定第2章に規定されている新規上場に必要な要件及び義務を満たしていることを、弊社の合理的な判断において、確認しています。弊社は、申請会社が有価証券上場規定第12条に規定する上場適格性を有することをここに宣誓いたします。

(1) 申請会社が、適切な取締役及び取締役会を有し、投資者及び市場に対し公正誠実に行動し、かつ当取引所金融商品市場の評価を害さず、よって当取引所に上場するに相応しい会社であることを、弊社が合理的に確信していること	適合・不適合
(2) 申請会社が、事業を安定的かつ公正、忠実に遂行しており、これが継続すると見込まれること	適合・不適合
(3) 申請会社が、適切かつ効果的なコーポレート・ガバナンス、財務報告、監査報告及び内部管理の体制（この規程を遵守することを含む）を整備しており、それが機能していること	適合・不適合
(4) 申請会社及びその提出する特定証券情報等が、有価証券上場規程その他関係する法令等を遵守しているとともに、申請会社が、この規程に基づく継続的な開示義務を履行できる体制を整備していること	適合・不適合
(5) 申請会社が反社会的勢力との関係を有していないこと	適合・不適合

担当認定上級責任者 役職氏名¹

¹ 担当認定上級責任者については、申請会社ごとに1名以上選任していただきます。

本宣誓は、弊社を代表し以下の者が行います。

（署名）

氏名